

東地裁総第798号

令和8年5月14日

山中理司様

東京地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

1月30日付け（2月3日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
別添司法行政文書開示申出書記載のとおり
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話03（3581）2733（ダイヤルイン）

司法行政文書開示請求書

令和8年1月30日

東京地方裁判所

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

- ①東京地裁民事訟廷メールに投稿された、外部講師による講演会の配布資料(令和7年分)
- ②東京地裁総務課広報係のメールに投稿されたメール(令和7年分)

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

